

福島県関連倒産防止資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、倒産した企業等と取引関係にある企業の連鎖倒産を防ぐことを目的とする。

2 方 針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要 領

(1) 一般枠

① 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

② 融資の対象

県内に事業所を有する中小企業者で、倒産企業に対し売掛債権等を有する者。

③ 融資の条件

ア 資金使途

運転資金

イ 融資限度額

2,000万円

ウ 融資期間

10年以内（うち据置期間1年以内）

エ 返済方法

分割返済とする。

オ 融資利率

年2.1%以内

カ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

キ 信用保証料

必ず保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%、有担保保証は年 0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

④ 融資取扱期間
随時

(2) 取引円滑化枠

① 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

② 融資の対象

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

- a 倒産企業に対し売掛金債権等を有する者。
- b 倒産企業に対し売掛金債権等を有する者との取引額が全取引額の 10%以上あり、かつ当該企業に対し売掛金債権等を有する者。
- c 取引金融機関の破綻等により、一時的に資金繰りに困難をきたしている者。

③ 融資の条件

ア 資金使途

運転資金

イ 融資限度額

1, 000 万円

ただし、債権額の 1.2 倍以内とする。

ウ 融資期間

5 年以内（うち据置期間 1 年以内）

エ 返済方法

分割返済とする。

オ 融資利率

変動 年 1.45% 以内

固定 年 1.7% 以内

カ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人 1 名以上とし、原則無担保とする。

個人の場合 必要により連帯保証人を徴し、原則無担保とする。

キ 信用保証料

必ず保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%、有担保保証は年 0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。

④ 融資取扱期間

令和 9 年 3 月 31 日までとする。

⑤ 損失補償

本資金の融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。

4 その他

(1) 融資利率のうち変動金利については、原則として 2 月及び 8 月に見直しを行い、新規分については 4 月 1 日及び 10 月 1 日から、既貸付分については 5 月約定日及び 11 月約定日から適用する。

(2) 融資を受けようとする者は、「福島県関連倒産防止資金申込書」（様式）により、取扱金融機関に対して融資の申込みを行うものとする。

取扱金融機関は、すみやかに同申込書及び必要書類を保証協会に提出するものとする。

保証協会は、毎月 10 日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

(3) 知事が必要と認めたときは融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関若しくは保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

(4) この要綱に定めのない事項については、「福島県関連倒産防止資金融資制度取扱要領」によるものとする。

(5) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定資金融資制度要綱（関連倒産防止枠）に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。
- 3 改正前の福島県緊急経済再生特別資金融資制度要綱（取引円滑化枠）に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(1)③カ及び3(2)③カについてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県関連倒産防止資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお従前の例による。